

## 市第24号議案

### 公衆浴場法施行条例の一部改正

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

### 横浜市条例（番号）

#### 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（平成24年 9 月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項第 6 号を次のように改める。

- (6) 浴槽水の消毒は、規則で定める基準によること。ただし、これにより難い場合であつて、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。

別表第 1 第 2 項第14号中「調整箱」を「調節箱」に、「消毒する」を「消毒を行う」に改め、同項第22号中「10歳」を「おおむね 7 歳」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 2 項第14号の改正規定は、公布の日から施行する。

### 提 案 理 由

浴槽水の消毒に係る衛生措置の基準を規則で定めることにより公衆衛生上の危害の発生をより一層防止する等のため、公衆浴場法施行条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

公衆浴場法施行条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

別表第 1（第 4 条第 1 項及び第 4 項）

（第 1 項省略）

2 衛生措置の基準

（第 1 号から第 5 号まで省略）

- (6) 浴槽水の消毒は、規則で定める基準によること。ただし、こ  
浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中  
れにより難い場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを  
の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1 リットル中 0.2 ミリ  
条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。  
グラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その

他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは  
原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切  
な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な  
衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、  
この限りでない。

（第 7 号から第 13 号まで省略）

- (14) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ湯を送るための  
調節箱  
調整箱は、1 年に 1 回以上、定期的に清掃及び消毒を行うこと  
消毒する  
。

（第 15 号から第 21 号まで省略）

- (22) おおむね 7 歳  
10 歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長  
が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りで  
ない。